

## ご 回 答 書

2020年4月21日

さいたま市浦和区岸町7丁目11番5号  
適格消費者団体 特定非営利活動法人  
埼玉消費者被害をなくす会 御中

横浜市港北区新横浜三丁目22番地9  
ショウワ電技研株式会社  
総務人事部 課長

謹啓 陽春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てをいただき、ありがたく御礼申し上げます。

2020年4月3日付書留郵便にて貴会より「申入書」が弊社に送付されました。申入れの趣旨1及び2は、いずれも貴会の誤解、曲解があると思料致します。

### 申入れの趣旨1

「利用者の遵守・確認事項」(2)について

当該条項は「プレートが下降しない場合は万一車両が破損しても、一切責任を負いません」と規定していることから、管理者の瑕疵により契約上の債務不履行を本旨履行しない場合も貴社が一切責任を負わないと解することができます、とご指摘されております。

上記「責任を負いません」は、管理者の瑕疵に起因しない利用者が無理に入出庫した場合のことであり「無理に」とは利用者はプレートが下降していない事を認識してのことであり、その場合、管理者が責任を負わないとする事理を表示しているものであり、消費者契約法に抵触するものとは考えておりません。

### 申入れの趣旨2

「管理者の免責」(5)について

駐車場利用規約・利用方法に違反した利用による損害(プレート接触による車両破損)と規定していることから、利用規約等の違反があれば貴社が管理する上記駐車場内設備が原因で発生した利用者の損害についても、貴社は一切責任を負わないと解することができます、とご指摘されております。

「管理者の責に帰さない事由を起因とした」と「管理者の免責」項目の柱書に記し、利用規約・注意事項に列挙し、事理を表示しているものであり、消費者契約法に抵触するものとは考えておりません。

今後も、適切な運営管理を心がけ利用者が安心してご利用いただける駐車場作りに努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具